

社会福祉法人 伏見福社会

醍醐の里訪問リハビリテーション 絆

【重要事項説明書】

〒601-1302

京都府京都市伏見区醍醐内ヶ井戸 19 番地 1

TEL 075-571 5222

FAX 075-573 7666

1 事業所名（社会福祉法人伏見福祉会）【醍醐の里訪問リハビリテーション 絆】の概要

事業者概要

事業者の名称	社会福祉法人 伏見福祉会	
事業者の所在地	〒601 1302 京都府京都市伏見区醍醐内ヶ井戸 19 番地 1	
事業者の連絡先	電話番号	075 571 5222
	FAX番号	075 573 7666
	ホームページアドレス	http://www.daigonosato.or.jp
事業者の代表者	理事長 箕口 新一	
事業主体が行っている 主な事業	介護老人保健施設 醍醐の里（第二種社会福祉事業） 短期入所療養介護事業 通所リハビリテーション事業 居宅介護支援事業 訪問リハビリテーション事業	

当事業所概要

事業所名	醍醐の里訪問リハビリテーション 絆（つながり）	
事業者の所在地	〒601 1302 京都府京都市伏見区醍醐内ヶ井戸 19 番地 1	
事業者の連絡先	電話番号	075 571 5222
	FAX番号	075 573 7666
	ホームページアドレス	http://www.daigonosato.or.jp
指定年月日	平成27年8月1日	
事業所番号	2650980085	
管理者	事務長 中西 雅彦	

職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1名（兼務）	名	1名
理学療法士	2名（兼務）	名	2名
作業療法士	2名（兼務）	名	2名
言語聴覚士	名	名	名
事務	1名（兼務）	名	1名

提供できるサービスの種類と地域

事業所名	醍醐の里訪問リハビリテーション 絆（つながり）
事業者の所在地	〒601 1302 京都府京都市伏見区醍醐内ヶ井戸 19 番地 1
提供できるサービス	訪問リハビリテーション
サービスを提供できる地域	伏見区醍醐地域及び山科区

上記地域以外の方でサービスをご希望の方はご相談下さい。

サービス提供時間帯

営業日	月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日および 12/30～1/3 までを除く。
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

2 事業の目的及び運営方針

訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態になった場合においても、ご利用様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行います。

当事業所は、自らその提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

訪問リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行います。

訪問リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導または説明を行います。

常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。

それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

3 サービス担当者会議等での情報提供

介護支援専門員より作成された「居宅サービス計画」に基づき、サービス提供を行います。「居宅サービス計画」の目標達成のため、利用者の状況を適時観察し、計画内容を協議するため、サービス担当者会議等において、利用者並びにそのご家族の個人情報を用いることがあります。

4 サービスの内容と費用

理学療法士、作業療法士または言語聴覚士がご利用様の自宅を訪問し、ご利用様の日常生活がより活動的なものとなるように、身体面では、関節拘縮の予防、筋力・体力の改善、精神面では、知的能力の維持改善等を医師の指示に基づき行います。

費用

原則として次項の料金表の基本料金の本人負担分（1割・2割）が利用者負担額となります。

料金表（1単位 10.55円）

訪問リハビリテーション（要介護・要支援）

項目	単位	基本料金	1割	2割
訪問リハビリテーション費 1回につき	302単位	3,186円	319円	638円
通常の事業の実施地域を越えて訪問リハビリテーションを行った場合は、基本単位数の100分の				

5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

加算項目（要介護） 訪問リハビリテーション

項目	単位	基本料金	1割	2割
短期集中リハビリテーション実施加算〔退院（所）日又は認定日から1月を超え3月以内〕 1日につき	200単位	2,110円	211円	422円
リハビリマネージメント加算（ ） 1月につき	60単位	633円	64円	127円
リハビリマネージメント加算（ ） 1月につき	150単位	1,582円	159円	317円
社会参加支援加算 1日につき	17単位	179円	18円	36円
サービス提供体制強化加算 1回につき	6単位	63円	7円	13円

加算項目（要支援） 介護予防訪問リハビリテーション

項目	単位	基本料金	1割	2割
短期集中リハビリテーション実施加算〔退院（所）日又は認定日から1月を超え3月以内〕 1日につき	200単位	2,110円	211円	422円
訪問介護との連携加算 3ヵ月に1回限度	300単位	3,165円	317円	633円
サービス提供体制強化加算 1回につき	6単位	63円	7円	13円

介護保険給付対象外サービス

通常のサービス実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費については、その実費を徴収します。なお、自動車・バイクを使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

通常のサービス実施地域を越えたところから算定

区分（片道の距離）	交通費
3.5 km未満	600円
3.5 km以上 4.5 km未満	700円
4.5 km以上 5.5 km未満	800円
5.5 km以上 6.5 km未満	900円
6.5 km以上 7.5 km未満	1,000円
以下1 km増すごとに100円を加算	
消費税は別途	

介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、1ヶ月につき利用料の全額をお支払いください。利用料のお支払いと引

き換えにサービス提供証明書を発行します。この証明書を後日住居地に市町村の介護保険担当窓口へ提出されますと、利用者負担額を除くサービス利用料の払い戻しを受けることができます。

キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。(連絡先：醍醐の里訪問リハビリテーション 絆 TEL：075 - 571 - 5222)

ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合	介護保険にて定める料金の 50%

その他の費用

ご利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者様のご負担になります。

利用料等のお支払い方法

お支払は、郵便局の自動引落でお願いします。郵便局の「自動払込利用申込書」をご記入のうえ、事務所に提出して下さい。引落日は、サービス月の翌月 20 日となります。なお、自動引落以外のお支払方法をご希望の場合は、事業所までご相談下さい。

利用料請求は、通常、月末にて確定し翌月 10 日頃、請求書を発行します。請求書到着後 10 日前後にてお支払(引き落としの場合はご登録口座にご入金)いただく形となります。また、引落月の 20 日に残高不足等で引き落とせなかった場合は、月末に再度引き落としをさせていただきます。遅くともその月内にお支払頂きませんと滞納となりますのでご注意ください。

利用料が 2 カ月滞納された場合には、サービス停止勧告され、3 カ月滞納された時はサービス停止していただきます。特にご注意下さい。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

【当事業所】 苦情等受付窓口	窓口責任者	中西 雅彦
	ご利用時間	8：30～17：30
	電話番号	075 - 571 - 5222
【外部】 苦情等受付窓口	都道府県	京都府国民健康保険団体連合会
	TEL	075 - 354 - 9090 (苦情窓口)
	市区町村	伏見区役所醍醐支所保健福祉センター 健康長寿推進課
	TEL	075 - 571 - 6471
	市区町村	山科区役所保健福祉センター 健康長寿推進課
TEL	075 - 592 - 3290	

6 緊急時の対応方法（連絡体制）

緊急時・事故発生時の対応

サービス提供中に、緊急の対応が必要になった場合、管理者に連絡するとともに、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所へ連絡いたします。

また、万が一何らかの事故等が起こった場合、適切な対応を行うとともに、利用者の保険者である市町村、利用者の家族等に連絡します。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族（緊急連絡先）	ご家族氏名	

7 事故発生時の対策

事故発生時の対応	訪問リハビリテーションサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに利用者の家族、身元引受人、市町村、京都府等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
損害賠償	事故が発生した場合は、事業者はすみやかに利用者の損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がない場合にはこの限りではありません。当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

8 その他

まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意して下さい。

訪問従事者は、年金等の金銭の取り扱いはしかねますのでご了承ください。

訪問従事者に対する贈り物や飲食物等のもてなしは必要ありません。

平成 29 年 6 月 1 日 改訂

平成 年 月 日

事業者	事業所番号	2650980085
	住 所	京都府京都市伏見区醍醐内ヶ井戸 19 番地 1
	事業者名	社会福祉法人 伏見福社会 醍醐の里訪問リハビリテーション 絆 理事長 箕口 新一 印

説 明 者 印

私は、重要事項説明書により事業所から訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受け、事業者の訪問従事者に対し、私の訪問リハビリテーション計画の作成等に必要な情報を提供することに同意します。

私は、事業者が訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けること及びその利用料を支払う事を同意します。

また、サービス担当者会議、医療機関への入院時や施設への入所時においては、入院先や入所先等に対し、私並びに家族の個人情報提供についても同意します。

利用者 印

利用者代理人 印 続柄：

家族 印

重要事項説明の成立を証するため本説明書 2 通を作成し、利用者と事業所は各署名押印し、1 通ずつ保有するものとします。